

# IVRC運営委員会規程

2011年 6月17日制定

2014年 5月16日改訂

## (目的)

第1条 IVRC運営委員会は、企画委員会規程に基づき、学会定款第5条（1）の学術研究事業のうち、IVRC（国際学生対抗バーチャルリアリティコンテスト）の企画、組織、及びその運営を行う。

## (構成)

第2条 IVRC運営委員会は委員長、副委員長、幹事及び委員10名程度により構成する。

第3条 委員長は正会員の中から会長が委嘱する。

第4条 副委員長、幹事、委員は委員長の推薦により正会員の中から会長が委嘱する。

第5条 委員長、副委員長、幹事、委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第6条 委員長は委員会の目的を達成するために活動を統括管理する。

第7条 副委員長は委員長の補佐を行う。

第8条 委員長がやむを得ない事情により職務に就けない場合は、委員長の指名する副委員長、幹事、委員がこれを代行する。

第9条 幹事は委員長を補佐し、IVRC運営委員会の事務を取扱い、運営の円滑化を図る。

## (業務)

第10条 IVRC運営委員会は、次の業務を行う。

- (1) IVRCの開催場所、実行委員長などを決定する。
- (2) IVRC実行のための実行委員会などを組織する。
- (3) 実行委員長がIVRCを実行するにあたっては、学会事務局と連携し協力する。

## (運営)

第11条 IVRC運営委員会は、委員長が必要と認めた場合、随時開催する。

第12条 IVRC運営委員会は、電子メールを用いて行うこともできる。

## (附則)

- 1 本規程に関し疑義が生じた場合は速やかに理事会に諮り、その決定に従う。
- 2 本規程は2011年6月17日より実施する。
- 3 本規程を変更する場合は、理事会の議決を経る。